

建設工事に係る業務委託に最低制限価格を設定します。

平成28年4月1日以降に公告を行うものから適用します

建設工事と同様に業務委託においても、労働者への適正な賃金水準の確保、また業者の経営状況及び従事者の労働条件の悪化を防ぐため、**最低制限価格の設定**を行います。

最低制限価格が設定されるのは、市内に本店を有する業者を主にした**競争入札**によるもので、**設計金額が50万円を超える建設工事に係る設計、調査、測量及び監理業務委託**です。

○最低制限価格（調査基準価格）の設定を行います。

< 最低制限価格の算定方法 >

「予定価格以下の有効入札額の平均値×80%」
ただし、この金額が予定価格の2/3に満たない場合は
「予定価格の2/3」
1円未満は切り捨てとします。

不明な点は、契約課 コンサル担当までお問い合わせください。

契約課 コンサル担当

048-922-1129(直通)